

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した改善措置命令に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号。ただし、東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第92号。令和2年6月21日施行）による改正前のもの。以下同じ。以下「条例」という。）102条4項の規定に基づき、平成30年12月17日付で行った改善措置命令（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- 1 買い物ツアーに条例102条4項を適用することは、①買い物ツアーの販売主体は営業権組合である、②買い物ツアーが「仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れ」は皆無である、③買い物ツアーの販売量はきわめてわずかである、との理由から

失当であり、本件処分が違法であることは明らかである。

- 2 また、処分庁は、〇〇氏の行為が「仲卸業者としての販売行為に見える」こと、あるいは「請求人が仲卸業務として販売しているように見える紛らわしい行為である」ことを根拠としている。

しかし、「見える」ことが行政処分の根拠になるはずはない。行政処分、特に不利益処分を為すには、その根拠に客観的な証拠が必要である。社会全般は、営業権組合が「〇〇市場の廃止」に反対して営業活動を行っているとは判断するだけであり、誰も請求人が仲卸業務を行ったと判断しない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 1月 7日	諮問
令和2年 2月 18日	審議（第42回第2部会）
令和2年 5月 21日	運営規定11条適用による書面審議

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 条例2条2項は、「この条例において、『仲卸業者』とは、第24条第1項の規定により知事の許可を受け、その許可に係

る市場内の店舗において、当該市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調整して販売する者をいう。」と規定する。

- (2) 条例 24 条 1 項は、「市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。」と、同条 2 項は、「前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行う。」と規定する。
- (3) 条例 25 条は、「仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、・・・、公正明朗な取引を推進しなければならない。」と規定する。
- (4) 条例 74 条 1 項は、「仲卸業者は、仲卸しの業務の許可を受けて仲卸しの業務を行う市場に係る開設区域内において、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売をしようとする場合は、当該許可に係る仲卸し業務としてするときを除き、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に申請して承認を受けなければならない。」と規定する。
- (5) 条例 88 条 1 項は、「市場内の用地、建物、設備その他の施設（以下「市場施設」という。）のうち、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、期間その他の使用条件は、知事がこれを指定する。」と規定する。
- (6) 条例 101 条 1 項は、「知事は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」と規定する。
- (7) 条例 102 条 4 項は、「知事は、市場における仲卸しの業務

の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対して、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることができる。」と規定する。

- (8) 改正条例附則 1 項は、「この条例は、東京都規則で定める日から施行する。」と、同 3 項は、「この条例の施行の際、現に改正前の条例第 5 条第 2 項に規定する築地市場水産物部及び青果部の仲卸業者（第 2 4 条第 1 項の許可を受けている者をいう。以下同じ。）となっている者は、改正後の条例第 5 条第 2 項に規定する豊洲市場水産物部及び青果部の仲卸業者とみなす。」と規定する。

## 2 本件処分についての検討

- (1) 請求人は、条例 2 4 条 1 項に基づき、〇〇市場内で水産物の取扱品目を扱うことを許可された仲卸業者であり（改正条例附則 3 項の規定により、〇〇市場開場の際、同市場の仲卸業者としての許可を受けているとみなされる。）、条例 8 8 条 1 項に基づき、〇〇市場の市場施設の使用指定を受けていたが、平成 3 0 年 1 0 月 1 1 日の〇〇市場の廃場により、当該使用指定が失効し、新たに〇〇市場の市場施設において使用指定を受けていることが認められる。

そして、請求人の代表者である〇〇氏は、平成 3 0 年 1 0 月 1 8 日から同年 1 2 月 1 5 日までの間、〇〇市場正門前等において、買い物ツアーへ 2 0 回参画し、「〇〇市場営業中」との看板を掲示し、「〇〇市場は営業している」、「現にこうして営業している」等の発言を繰り返しながら水産物等の物品を販売していたことが認められる。

処分庁は、このような〇〇氏の行為が、あたかも請求人が仲卸業務として販売しているように見える紛らわしい行為である

として、開設者として、市場における仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するために、請求人に対し、〇〇氏の当該行為を速やかに中止させ、その結果を報告するよう求める本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 前記認定事実における〇〇氏の言動からすれば、〇〇氏の当該行為が、外形的に、請求人が仲卸業務として販売しているように見える行為であることは明らかである。また、〇〇氏は当初は仲卸業者としての請求人の販売と認めながらも、その後、条例101条1項に基づく調査では、営業権組合及び組合員が販売していると処分庁に報告しており、このような経緯を踏まえれば、本件処分は、市場における仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があるものと認められ、当該仲卸業務に関し必要な措置ということができ、違法又は不当な点があるとは認められない。

### 3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、第3・1のとおり、買い物ツアーは営業権組合が実施しているなどと主張する。

しかしながら、仮に買い物ツアーの実施内容が請求人の主張するように営業権組合が主体で行っているものであったとしても、上記2のとおり、請求人が仲卸業務として販売しているように見えることは明らかであり、仲卸業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れがないとは認められない。

また、本件の態様からすれば、買い物ツアーの販売量が本件処分の成否に影響を及ぼすものではない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (2) 請求人は、第3・2のとおり、「見える」ことは行政処分の根拠にならない旨主張する。

しかしながら、請求人は改正条例附則1条に基づき、〇〇市

場水産物部の仲卸業者とみなされている以上、〇〇市場における買い物ツアーでの請求人代表者である〇〇氏の行為が、外形的に「請求人が仲卸業務として販売しているように見える」のであれば、仲卸業者が使用指定された場所以外で物品を販売していると第三者から認識されるものであるから、市場における仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するため、条例102条4項の規定に基づき、処分庁が行政処分（措置命令）を行うことは何ら問題がないものである。そして、請求人代表者である〇〇氏のこのような行為について、「社会全般が営業権組合が『〇〇市場の廃止』に反対して営業活動を行っている」と判断するだけであり、誰も請求人が仲卸業務を行ったと判断しないと認めるに足りる証拠は提出されていない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）